平成２４年（フ）第５４５号
東京都町田市金森1742番地３二葉コーポ202
債務者　矢部　勝正
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９７号
静岡市葵区上土１丁目17番60―305号
債務者　金子とき枝
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９０号
静岡県焼津市東小川３丁目13番18号　シジェーム小川202、旧住所千葉県千葉市若葉区高品町1591番地１　アサヒコーポ103号
債務者　大久保孝由貴
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７３号
岡山県津山市鉄砲町54番地３
債務者　杉元由紀子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月15日午前11時30分
岡山地方裁判所津山支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１４１９７号
東京都渋谷区本町１丁目24―11―301
破産者　西村　大和
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９８１号
東京都北区王子３丁目９―11―303
破産者　武藤　　晃
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１８５号
東京都台東区鳥越２丁目２番15号　島崎ＩＳビル１Ｆ
破産者　三益有限会社
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２４９号
東京都新宿区荒木町１番地２
破産者　株式会社福龍堂
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２５０号
東京都新宿区舟町３―202
破産者　福井　　茂
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９４号
埼玉県朝霞市幸町１丁目12―13―108
破産者　清水　善行
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１９号
東京都足立区東綾瀬２丁目１―16―101
破産者　浅野　義和
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４２号
東京都立川市錦町６丁目９―25―104、開始決定時の住所東京都府中市多磨町２丁目20―４―101
破産者　松本　善見
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８０号
東京都品川区大井３丁目21―10―103
破産者　森廣　俊一
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８１号
千葉県南房総市千倉町瀬戸1951―１―12
破産者　田村　淳子
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２４号
東京都豊島区長崎５丁目１―31―502
破産者　石堂ひとみ
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７２号
千葉県成田市七沢134―１
破産者　野平　弘美
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１８号
神奈川県川崎市多摩区登戸新町376―２―102
破産者　中村　良彦
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８５号
東京都港区赤坂７丁目11―12―306
破産者　上村亜希子
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５１号
東京都千代田区岩本町２丁目８―15井桁ビル３階、商業登記簿上の本店所在地神奈川県海老名市東柏ケ谷３丁目６番17号
破産者　株式会社ヴィプコーポレーション
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部